

一般社団法人日本食品保蔵科学会 代議員選挙管理委員会規則

一般社団法人日本食品保蔵科学会代議員選挙規則第3条第2項に基づき、代議員選挙管理委員会（以下、委員会と略記する）規則を次の通り定める。

（委員会の構成）

第1条 委員会は、理事会内に置き、理事会が指名する委員で構成する。

第2条 委員の互選により、委員長を選任する。

2 委員長は、会議を招集し、主宰する。

（委員会の任務）

第3条 委員会の任務は、次の通りとする。

(1) 代議員選挙を管理する。

（議決）

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、多数決によって議決する。

2 賛否同数の場合は、委員長が決する。

（その他）

第5条 委員会の審議の経過は公表しない。

第6条 委員会は、第3条で定めた任務を終えた後、解散する。

第7条 委員会の事務は、事務局長の下で事務局が行う。

第8条 この規則に定められていない委員会運営に係わる事項は、その都度委員会で決定する。

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則 この規則は、平成30年6月2日から施行する。